

児童手当制度のご案内

お手続きは、本庁子育て応援課又は各事務所市民窓口課へ！

1. 支給対象 高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当 1人当たりの月額	
	3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上 高校生年代	一律 10,000 円	
		第3子以降は 30,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

例外として、大学生卒業年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、経済的負担がある場合、「第3子以降」のカウント対象としています。

★所得制限はございません。

そのため、所得が高くても手当を受給できなくなることはありませんが、原則、**請求者は「恒常的に収入・所得が高い」保護者の方**になりますので、所得金額の確認は行います。ご理解の程、よろしくお願いたします。

3. 支給時期

原則として、偶数月の10日にそれぞれの前月分の手当を指定口座へ振り込みます。

支払予定日	対象期間
4月10日	2月～3月
6月10日	4月～5月
8月10日	6月～7月
10月10日	8月～9月
12月10日	10月～11月
2月10日	12月～1月

※10日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関営業日となります。

※「支払通知書」の送付はございません。

4. 保育料や学童保育料等、申し出のあった方について児童手当から徴収することができます。

※徴収には事前に担当者との相談が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に!

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

15日特例

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば申請月分から支給します。**申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。**

1. お子さんが生まれたとき

出生日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です!

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく!

出生届は、お子さんが生まれた日から14日以内に提出が必要

2. 他の市区町村に住所が変わったとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合



児童手当制度では、以下のルールを適用します!

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給**します。（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は、支給対象となります。）
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給**します。
※申立書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給**します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給**します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、**その施設の設置者や里親などに支給**します。

はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」の提出が必要です（公務員の場合は勤務先になります）。原則、請求者は「恒常的に収入・所得が高い」保護者の方になります。

【必要な書類】

- 請求者の保険証
 - 振込を希望される請求者名義の通帳・キャッシュカード等の写し
※請求者の名義以外（児童等）の口座に振込をすることはできません。
 - 請求者・配偶者の個人番号が確認できる書類
例）通知カード・マイナンバーカード
- ※紛失等により番号が不明な場合は、住民票（個人番号入り）で確認することができます。

【児童と住民基本台帳上、別居している場合】

上記の書類に加えて、下記の書類の提出が必要です。

- 別居監護申立書
- 児童の世帯全員分の**続柄・個人番号入り**住民票（児童の住所が淡路市外にある場合）
この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

以下の1～4に該当するときは、お住まいの市区町村にお手続きが必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 3歳未満の児童がいるご家庭の方で加入年金（保険証）が変わったとき
3. 申請時、離婚協議中で、離婚が成立したとき
4. 他の市区町村や海外に転出するとき など

児童手当の支給要件に該当していないことが判明した場合は、支給した手当を返還していただくことになりますので、十分注意してください。



その他のお手続きについて

●現況届（毎年6月に提出）

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。対象の方（児童と住民基本台帳上別居している、離婚協議中等）には毎年5月末に案内を送付します。

提出がない場合は、手当が差止になりますのでご注意ください！

●振込指定口座を変えたいとき

不正な振込先変更（なりすまし）等を防止するため、窓口のみの手続きになります。

●第2子以降の児童が出生したとき

児童手当の額改定申請をご提出していただく必要がございます。

【提出が必要なもの】

- 受給者の保険証

上記以外にも、状況等が変わった場合、お届けのご提出が必要になる場合がございますので、お手数ですが、下記の問い合わせ先までご相談ください。



【問い合わせ先】
〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地
淡路市役所 子育て応援課 TEL:0799-64-2134（直通）
※土日祝日を除く 8:30～17:15